

波佐見講堂・まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、波佐見講堂・まちづくり協議会(仮) (以下「協議会」という。)と称し、事務所を波佐見町折敷瀬郷1765番地(事務局)に置く。

(区域)

第2条 協議会の区域は、西ノ原地区県道付け替えに係わる土地区画整理事業の区域並びに旧中央小学校跡地、波佐見講堂周辺とする。

(理念と目的)

第3条 協議会は、国の登録文化財として残された「波佐見講堂」や「福重邸」を中心とした新たなまちづくりを進めるに当たり、その景観を重視し、趣ある街並みを創造することを目的とし、地区の安心安全に努め、にぎわいの創出と生きがいのある暮らしの実現のため、住民主体のまちづくりを行うことを目的とする。

(活動内容)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 文化財を中心としたまちづくり計画に関すること。
- (2) 西ノ原地区の住民又は団体の交流、連携・協力に関すること。
- (3) 情報の収集・発信に関すること。
- (4) まちの活性化に関すること。
- (5) 住民の教養、西ノ原地区の伝統・文化に関すること。
- (6) 住民の安心・安全に関すること。
- (7) 環境整備・美化に関すること。
- (8) 保健・福祉の増進に関すること。
- (9) その他協議会の目的を達成するために必要なこと。

2 協議会は、政治活動及び布教等の宗教活動を行わない。

(会員)

第5条 協議会は、第3条の目的に賛同する会員をもって構成する。

2 会員の種別及び資格は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員 西ノ原地区に住所を有する個人及びまちづくり活動に参加希望の個人
- (2) 団体会員 西ノ原地区に活動拠点を有する各種団体・組織及び法人等(以下「各種団体等」という。)
- (3) 賛助会員 西ノ原地区外に住所を有する個人又は活動拠点を有する各種団体等

(入会)

第6条 協議会に入会しようとする者は、所定の事項を記載した入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 各種団体等の構成員は、その団体等からの入会申込書の提出をもって、個人会員の加入申込みがあったものとみなすことができる。

3 会長は、第1項の申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

(退会等)

第7条 会員が、次のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 会員が、会員の資格を失ったとき。
- (2) 会員から退会の申出があったとき。

2 協議会は、会員が第3条の目的に反する活動を行うなど、会員としてふさわしくないと認めるときは、役員会の議決を経て当該会員を除名することができる。

第2章 役員等

(役員の種類)

第8条 協議会に次の役員を置く

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1人
- (4) 事務局長 1人
- (5) 監事 2人

(役員を選任)

第9条 会長、副会長、会計、事務局長、及び監事は、個人会員の中から総会において選任する。

2 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(事務員)

第10条 協議会に事務員を置くことができる。

2 事務員は、役員会の承認を経て、会長が任命する。

(役員等の職務)

第11条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、協議会の経理に関する事務を処理し、財産管理及び出納に必要な書類を保管管理する。

4 事務局長は、協議会の運営及び活動に関する事務を処理するとともに、会長と協議の上、会員及び関係機関・団体との連絡調整を行う。

5 監事は、次の職務を行う。

- (1) 会計処理の監査
- (2) 業務運営の執行状況の監査
- (3) 前2号に伴い不正の事実を発見した場合の総会への報告
- (4) 前号の報告をするため必要であると認めた場合の臨時総会の招集請求

6 事務員は、事務局長の指示のもと、協議会の庶務を行う。

(役員等の報酬)

第12条 役員及び事務員の報酬は、細則で定める。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その任務及び業務を行うものとする。

第3章 総会

(総会の種別)

第14条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第15条 総会は、全会員で開催する。

(総会の審議事項)

第16条 総会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) まちづくり計画の策定に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 役員を選任に関する事項
- (5) 規約に関する事項
- (6) その他会務上必要な事項

(総会の開催)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 通常総会は、毎年度決算終了後2か月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会員の過半数から請求があったとき。
- (3) 役員会から請求があったとき。
- (4) 第11条第6項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき。

4 会長は、前項第2号から第4号の規定による請求があったときは、その請求のあった既から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。ただし、議長が選出されるまでの間、事務局長が仮議長を務める。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

ただし、止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第21条 総会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及び議長が指名した議事録署

名人2人が署名捺印をしなければならない。

第4章 事務局

(事務局)

第22条 協議会に事務局を設置し、次に定める業務を行う。

- (1) 協議会の運営・企画に関すること
- (2) 各部の総括・調整
- (3) 各種事務手続き及び庶務

第5章 会計

(経費)

第23条 協議会の運営に要する経費は、補助金、交付金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第24条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備及び公開)

第25条 協議会は、会計に関する帳簿を整備しなければならない。

2 前項の帳簿の閲覧を請求する者があるときは、これを閲覧させなければならない。ただし、不当な請求であると認められる場合は、この限りでない。

第6章 まちづくり計画・事業計画・予算・決算

(まちづくり計画)

第26条 西ノ原地区の総合的な将来計画となるまちづくり計画は、会長が会員の審議を経て、その案を作成し、総会の議決を経て定めなければならない。

2 まちづくり計画は、西ノ原地区住民の意向を十分に反映したものでなければならない。

(事業計画及び予算)

第27条 協議会の事業計画及び予算は、まちづくり計画に基づきその案を作成し、役員会の審議を経て、総会の承認を受けなければならない。

2 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合、会長は、総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入、支出をすることができる
(事業報告及び決算)

第28条 協議会の事業報告及び決算は、役員会の審議を経て、監事の監査を受けたのち、総会の承認を受けなければならない。

附則

1 この規約は、平成30年 月 日から施行する。

2 会の初年度の会計年度は、第24条の規定にかかわらず、会の設立した日から当該年度の3月31日までとする。